

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

|            |  |
|------------|--|
| 事業年度       | 8月1日から7月31日まで  |
| 定時株主総会     | 10月中   |
| 基準日        | 7月31日  |
| 剰余金の配当の基準日 | 1月31日、7月31日  |
| 1単元の株式数    | 1,000株   |
| 単元未満株式の買取り |  |
| 取扱場所       | (特別口座)<br>東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社証券代行部   |
| 株主名簿管理人    | (特別口座)<br>大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社   |
| 取次所        | —  |
| 買取手数料      | 無料   |
| 公告掲載方法     | 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。<br>http://www.shouken.co.jp |
| 株主に対する特典   | 毎年7月末現在における1,000株以上保有の株主に対し、「北海道の特産品（3,000円程度）」のお届けと「年賀状印刷の期間限定早期受付割引サービス」を実施しております。   |

(注) 当社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第39期(自 平成21年8月1日 至 平成22年7月31日)平成22年10月28日北海道財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年10月28日北海道財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第40期第1四半期(自 平成22年8月1日 至 平成22年10月31日)平成22年12月15日北海道財務局長に提出

第40期第2四半期(自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)平成23年3月15日北海道財務局長に提出

第40期第3四半期(自 平成23年2月1日 至 平成23年4月30日)平成23年6月14日北海道財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づくもの

平成22年10月29日北海道財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づくもの

平成23年10月25日北海道財務局長に提出

#### (5) 自己株券買付状況報告書

平成23年4月6日北海道財務局長に提出

## **第二部 【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。